定量法　本品100mgを0.1mgの桁まで量り、その数値を記録し、100mLの全量フラスコに入れ、リン酸塩緩衝液・アセトニトリル試液を加えて振り混ぜた後、更にリン酸塩緩衝液・アセトニトリル試液を標線まで加えて100mLとする。30分間かき混ぜた後、10分間静置し、その上澄液を試料原液とする。この試料原液５mLを全量ピペットを用いて量り、50mLの全量フラスコに入れ、リン酸塩緩衝液・アセトニトリル試液を標線まで加えて50mLとし、0.45μmのメンブランフィルターでろ過し、試料溶液とする。以下２－デアミノ－２－ヒドロキシメチオニンイソプロピルエステル製造用原体の定量法の操作条件で、液体クロマトグラフ法により試験を行う。 ２－デアミノ－２－ヒドロキシメチオニンイソプロピルエステルの含量（%） $= C \times \frac{100}{W}$ C：２－デアミノ－２－ヒドロキシメチオニンイソプロピルエステルの濃度（μg／mL） W：本品の採取量（mg） (イ)　保存の方法の基準 密閉容器に保存すること。	
(62)～(165)　（略）	(61)～(164)　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。